

第21号議案

「日本学校心理学会第26回東京大会」の後援名義の使用について

上記の議案を提出する。

令和6年4月12日

提出者 文京区教育委員会
教育長 加藤 裕一

別記様式第1号 (第6条関係)

文京区教育委員会 共催・後援 名義使用申請書

2024 年 3 月 13日

文京区教育委員会 殿

申請者 (申請団体) 一般社団法人日本学校心理学会
日本学校心理学会第26回東京大会実行委員会
住所 (所在地) 東京都文京区大塚3-29-1
(筑波大学 東京キャンパス文京校舎)
代表者名 (ふりがな) いいだ じゅんこ
実行委員長 飯田 順子
代表者連絡先 (事務担当者) 千葉県市川市国府台1-3-1
千葉商科大学 川崎 知巳 (事務担当者)



下記事業を実施するに当たり、文京区教育委員会 共催・後援名義を使用したく、申請します。

記

事業名	日本学校心理学会第26回東京大会	
共催又は後援名義等の使用を必要とする理由	本学会が行っている学習支援、生徒指導・教育相談、特別支援教育、学校保健等の視点からの子どもへの援助活動についての研究成果等を文京区の教員、スクールカウンセラー、保護者等に発信できるとともに、子どもへの関わり方、教員や心理職、福祉職、保護者など援助者の相互の支えあいや学校・地域の援助サービスのシステムについての考え方や具体的な方法等を共有することができるため。	
実施期間	2024 年 9 月 22 日 (日) (1 日間) オンデマンド視聴期間 2024年9月13日 (金)～10月8日 (火) (26 日間)	
実施場所	跡見学園女子大学文京キャンパス (東京都文京区大塚1-5-2) 筑波大学東京キャンパス文京校舎 (東京都文京区大塚3-29-1)	
事業内容	目的※	本大会は、学校心理学の実践、研究及び研修を促進し、会員の資質の向上、心理教育的援助サービスの普及及び充実、そして学校心理学の発展に寄与することを目的として開催するものである。本学会 (日本学校心理学会) の実践、研究及び研修を文京区勤務・在住の教員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、保護者をはじめとする区民と共有することにより、教員、スクールカウンセラー、保護者等がチームとなり、学校や地域の援助資源を活用して、子供を支えるシステムが構築され、文京区立幼稚園、小学校、中学校の幼児・児童・生徒に、適切な支援が提供される。
	内容	基調講演、特別講演、実行委員会企画講演、理事会企画シンポジウム、ポスター発表、自主シンポジウム等 (一部オンデマンド動画配信)
	対象者	教員 (養護教諭含む) 特別支援教育に関わる者、スクールカウンセラー、学校管理職、教育行政担当者、保護者等子どもの援助に関わる者 (参加予定人員 600人)
	参加費	一般 会員7,000円 非会員8,000円 大学院生 会員4,000円 非会員5,000円 学部学生 会員 500円 非会員1,000円
他団体の共催、後援等 (申請中、承認済の別)	文部科学省、東京都教育委員会 (申請中)	
備考		
申請書類一式は、教育委員会会議資料として、HP等で公開いたします。 公開することに <input checked="" type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない		

※ 「目的」は、教育委員会が後援するに当たり、「区立幼・小・中の児童・生徒にとって、どのようなメリットがあるのか」という視点で記載してください。

日本学校心理学会 第26回東京大会 実施要項

日本学校心理学会第26回東京大会実行委員会

1 事業名

日本学校心理学会 第26回東京大会

2 目的

国の新たな教育基本計画の柱に挙げられている「子どものウェルビーイング」は、子どもの問題状況の改善のみでなく、子どもが充実感や、楽しい、幸せと感じられる主観的体験を重視する新しい枠組みである。本大会では、「子どものウェルビーイングを促進する学校・家庭・地域のコラボレーション」をテーマとし、学校心理学の観点から、心理教育的援助サービスの実践、研究成果発表及び研修を開催することを通して、学校・家庭・地域が相互につながりあい、エンパワメントしあうポジティブな風土を醸成し、子どものウェルビーイングを促進することを目的として開催する。

3 主催

日本学校心理学会

4 後援依頼先

文部科学省、一般社団法人学校心理士認定運営機構・日本学校心理士会、一般社団法人日本スクールカウンセリング推進協議会、一般社団法人日本公認心理師協会、一般社団法人公認心理師の会、公益社団法人日本教育会、一般社団法人日本心理学諸学会連合
東京都教育委員会 文京区教育委員会 (依頼予定)

5 期日

2024年9月22日(日) 対面開催

オンデマンド視聴期間 2024年9月13日(金)～10月8日(火)

6 会場

跡見学園女子大学 文京キャンパス (東京都文京区大塚1-5-2) (対面開催)

筑波大学 東京キャンパス文京校舎 (東京都文京区大塚3-29-1) (対面開催)

(別途 オンデマンド視聴)

7 プログラム

(1) 基調講演

「心理教育的援助サービスの充実に向けて「脱学校心理学」

～哲学、社会学、福祉学、医学の知見を生かして」石隈利紀 (東京成徳大学教授)

(2) 石隈利紀学校心理学貢献賞受賞講演

「「社会性と情動の学習 (SEL)」の実践には何が必要か？」小泉令三 (福岡教育大学名誉教授)

(3) 特別講演

「無痛文明論から見た学校教育」森岡正博 (早稲田大学教授)

(4) 教育講演

① 「離婚後の親権が子どもたちの学校や生活に与える影響」熊上 崇 (和光大学)

② 「検査結果を最大限に活かすために～フィードバック入門と実践」小林 玄 (東京学芸大学)

③ 「教師のワーク・エンゲイジメント」大塚泰正 (筑波大学)

④ 「子どものゲーム・ネット依存に家族はどうかかわるか」三原聡子 (久里浜医療センター主任心理士)

(5) 理事会企画シンポジウム

テーマ 「ロールプレイで学ぶ！ 学校における多職種連携実践」

企画：相楽直子（創価大学） 登壇者：岡安朋子（早稲田大学）、山崎沙織（日本大学危機管理学研究科）、川崎知己（千葉商科大学）、井原英昭（筑波大学大学院）、桑原千恵子（守谷市立守谷小学校）

(6) 大会実行委員会チュートリアル企画

① 「子どものレジリエンスを育てる心理教育～教師とスクールカウンセラーへのヒント」

鈴木水季（日本ポジティブ教育協会理事、郁文館夢学園スクールカウンセラー）

② 「研究をどのように実践にいかしてきたかーピアメディエーション・PBIS（ポジティブ行動支援）との出会い」

松山康成（東京学芸大学）

(7) ポスター発表

(8) 自主シンポジウム

8 大会参加および発表申込の手続き

諸手続きに関する詳細情報を、日本学校心理学会の大会ホームページで案内

9 参加費等

(1) 大会参加費

一般（会員） 7,000円

（非会員） 8,000円

大学院生（会員） 4,000円

（非会員） 5,000円

学部学生（会員） 500円

（非会員） 1,000円

(2) 自主シンポジウム企画費

10,000円

10 日本学校心理学会第26回東京大会実行委員会

委員長 飯田順子（筑波大学）

事務局長 新井 雅（跡見学園女子大学）

委員 川崎知己（千葉商科大学） 内河水穂子（埼玉大学） 高橋智子（多摩美術大学）

石川満佐育（鎌倉女子大学） 杉崎雅子（小田原短期大学） 岡安朋子（早稲田大学）

石川菜津美（東京大学医学部附属病院） 横張亜希子（埼玉県立春日部女子高等学校）

桑原千恵子（守谷市守谷小学校） 石津憲一郎（富山大学）

日本学校心理学会第26回東京大会 日程

オンデマンド視聴期間：9月13日(金)～10月8日(火)

対面	基調講演・受賞講演【Aポイント】 基調講演：「心理教育的援助サービスの充実に向けて「脱学校心理学」～哲学、社会学、福祉学、医学の知見を生かして」 石隈利紀先生(東京成徳大学教授) 受賞講演：「社会性と情動の学習(SEL)」の実践には何が必要か?」小泉令三先生(福岡教育大学名誉教授)
	特別講演【Aポイント】「無痛文明論から見た学校教育」森岡正博先生(早稲田大学教授)
動画配信	教育講演①【Bポイント】「離婚後の親権が子どもたちの学校や生活に与える影響」熊上 崇先生(和光大学)
	教育講演②【Bポイント】「検査結果を最大限に活かすために～フィードバック入門と実践」小林玄先生(東京学芸大学)
	教育講演③【Bポイント】「教師のワーク・エンゲイジメント」大塚泰正先生(筑波大学)
	教育講演④【Bポイント】「子どものゲーム・ネット依存に家族はどうかかわるか」三原聡子先生(久里浜医療センター)
	理事会企画シンポジウム【Aポイント】 ロールプレイで学ぶ! 学校における多職種連携実践
	チュートリアル企画Ⅰ【ポイント取得対象外】「子どものレジリエンスを育てる心理教育～教師とスクールカウンセラーへのヒント」鈴木水季先生(日本ポジティブ教育協会理事, 郁文館夢学園スクールカウンセラー)
	チュートリアル企画Ⅱ【ポイント取得対象外】「研究をどのように実践にいかしてきたかーピアメディエーション・PBIS(ポジティブ行動支援)との出会い」松山康成先生(東京学芸大学)
自主シンポジウム【ポイント取得対象外】 各自の設定した学校心理学のテーマでの話題提供や協議を行います	
対面	ポスター発表【Aポイント】 対面開催日に会場にてポスター発表を行います。

対面開催日：9月22日(日)

9:00	開場
9:15	開会式(15分) 開会挨拶, 理事長挨拶, 事務連絡
9:30	基調講演・受賞講演【Aポイント】 石隈利紀先生(東京成徳大学教授)、小泉令三先生(福岡教育大学名誉教授)(120分)
11:30	授賞式・表彰式(15分)
11:45	昼休憩・準備
12:45	特別講演【Aポイント】 森岡正博先生(早稲田大学教授)(120分)
14:45	休憩・準備
15:00	ポスター発表(60分)
16:00	閉会・解散

注意事項

- ◆基調講演・受賞講演、特別講演については、申込時にポイント取得を希望していただき、対面開催日に講演を聴いた後、講演終了後に受講証明書をお受け取りください。
- ◆教育講演、理事会企画シンポジウム、チュートリアル企画、自主シンポジウムは、ご都合のよいときに各自で視聴していただくオンデマンド形式です。
- ◆教育講演、理事会企画シンポジウムについては、申込時にポイント取得を希望され、動画を視聴し、視聴時に提示されるパスワードを所定のプラットフォームに入力された方に、大会終了後、受講証明書をメールで送信します。
- ◆ポスター発表は、対面開催日に、指定のポスター会場にて、ポスターを貼り出し、ご発表いただけます。発表者は、ポスターの掲示、責任発表者の在席および発表、質疑応答をもって正式な発表となります。

対面開催

- 開会式・基調講演・受賞講演・特別講演の登壇者は、対面開催日に会場にてご講演をいただきます。
- 大会参加者は、対面開催日に、会場に参加します。

オンデマンド動画配信

- 教育講演・理事会企画シンポジウム・チュートリアル企画・自主シンポジウムの演者は、あらかじめ報告内容を録画し、指定先に投稿します。
- 大会参加者は、オンデマンド視聴期間中に、ホームページ上で動画を選び視聴します。

ポスター発表(対面発表)

- ポスター発表者は、発表申込時に抄録を提出し、事前審査を経て、発表が認められます。
- ポスター発表は、対面開催日に、指定のポスター会場にて、ポスターを貼り出し、ご発表いただけます。発表者は、ポスターの掲示、責任発表者の在席および発表、質疑応答をもって正式な発表となります。

本大会はオンライン期間が含まれるため、直前・当日受付ができません。所定の締切までにお手続きください。

事業予算書

事業名 本学校心理学会第26回大会東京大会

団体名 日本学校心理学会第26回大会東京大会
実行委員会

収 入		支 出	
単位：円		単位：円	
大会準備金	500,000	会場諸経費(1日)	
参加費		会場費	315,700
一般会員(含学校心理士、准学校心理士)	2,800,000	機材費	300,000
一般非会員	800,000	大会運営費	
大学院生(会員)	200,000	業務委託費	2,668,235
大学院生(非会員)	50,000	講師謝金	430,000
学部学生(会員)	5,000	動画作成料	70,000
学部学生(非会員)	10,000	論文集関係費	
自主シンポ企画		表紙デザイン費	50,000
一般会員	30,000	準備委員会関係費	
大学院正会員		交通費	150,000
広告収入		アルバイト費用	100,000
A4 1ページ	60,000	雑費 大会運営雑費	431,065
A4 半ページ	60,000	大会準備金の返還	
		大会基金への繰越金	
計	4,515,000	計	4,515,000

2024年3月9日

(備 考)

一般社団法人日本学校心理学会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本学校心理学会と称し、英文では、Japanese School Psychology Associationと表示する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都北区に置く。

2 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を設置することができる。

(目的)

第3条 当法人は、学校心理学の実践、研究及び研修を促進し、会員の資質の向上、心理教育的援助サービスの普及及び充実のための活動を行い、学校心理学の発展に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- 1 会員の研究及び研修の促進を目的とする会合（以下「大会」という。）の開催
- 2 会員の研究及び研修の促進を目的とする大会以外の会合（以下「研修会」という。）の開催
- 3 会員の研究の奨励及び支援
- 4 学会誌及び情報誌の発行
- 5 学校心理学に関する図書その他の出版
- 6 学校心理士等資格の普及発展への協力
- 7 学校心理学に関する国際交流の促進
- 8 その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 社 員

(会員の構成)

第5条 当法人の会員は、次の5種とする。

- (1)正会員 学校心理学に関心をもち、当法人の目的に賛同して入会した個人
- (2)学生会員 大学学部、短期大学又はこれに準ずる学校の在學生（社会人学生は除く。）のうち、学校心理学に関心をもち、当法人の目的に賛同し

て入会した個人

- (3)機関会員 学校心理学に関心をもち、当法人の目的に賛同して入会した団体
- (4)賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- (5)名誉会員 当法人に功労のあった者又は学校心理学の推進に著しい功績のあった者で、理事会が推薦し社員総会の承認を得て入会した個人

- 2 前項のうち、正会員の中から20人以上30人以下の範囲内で理事会が定める人数にて選出される者をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。
- 3 社員を選出するため、正会員による社員選挙を行う。社員選挙を行うために必要な規程は理事会で定める。
- 4 社員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の社員選挙に立候補することができる。
- 5 第3項の社員選挙において、正会員は他の正会員と等しく社員を選挙する権利を有する。
- 6 第3項の社員選挙は、2年に1度実施することとし、社員の任期は選任の2年後に実施される社員選挙終了の時までとする。ただし、社員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追求の訴え及び役員解任の訴え（一般法人法第26条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（一般法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該社員は社員たる地位を失わない（当該社員は、役員選任及び解任（一般法人法第63条及び第70条）並びに定款変更（一般法人法第146条）についての議決権を有しないこととする。）。
- 7 社員が欠けた場合又は社員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の社員を選挙することができる。補欠の社員の任期は、任期の満了前に退任した社員の任期の満了する時までとする。
- 8 補欠の社員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。
 - (1)当該候補者が補欠の社員である旨
 - (2)当該候補者を1人又は2人以上の特定の社員の補欠の社員として選任するときは、その旨及び当該特定の社員の氏名
 - (3)同一の社員（2人以上の社員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の社員）につき2人以上の補欠の社員を選任するときは、当該補欠の社員相互間の優先順位
- 9 第7項の補欠の社員の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後最初に実施される第6項の社員選挙終了の時までとする。
- 10 正会員は、一般法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に当

法人に対して行使することができる。

- (1) 一般法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
- (2) 一般法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
- (3) 一般法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書面等の閲覧等）
- (4) 一般法人法第51条第4項及び第52条第5項の権利（議決権行使書面の閲覧等）
- (5) 一般法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
- (6) 一般法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
- (7) 一般法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
- (8) 一般法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

- 11 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、一般法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、すべての正会員の同意がなければ、免除することができない。

（入会）

第6条 正会員、学生会員、機関会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会において別に定めるところにより入会の申込みをし、理事会の承認を得なければならない。

（入会金及び会費）

第7条 会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（任意退会）

第8条 会員は、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第9条 会員が次のいずれかに該当するときは、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって、当該会員を除名することができる。ただし、当該会員に対し、社員総会の1週間前までに理由を付してその旨を通知し、社員総会において決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。

2 会員がその資格を喪失したときは、当法人の会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。なお、当法人は、会員がその資格を喪失しても既納の入会金、会費及びその他の拠出金品はこれを返還しない。

第3章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、社

員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散及び残余財産の処分
- (5) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (6) その他法令又はこの定款で定める事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条第1項に定める員数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成し、議長がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第4章 役員

(役員)

第19条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上15名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長とする。

- 3 理事長以外の理事のうち、5名以内を副理事長とすることができる。
- 4 理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、副理事長をもって一般法人法上の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係にある者を含む。）の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び理事長以外の業務執行理事は、毎事業年度に4カ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事若しくは監事が欠けた場合又は第19条第1項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、

新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員報酬等)

第25条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

(取引制限)

第26条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第27条 当法人は、一般法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任について、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。

2 当法人は、一般法人法第115条第1項の規定により、理事（業務執行理事又は当該法人の使用人でないものに限る。）又は監事との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。

第5章 理事会

(構成)

第28条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び副理事長の選定及び解職
- (4) 社員総会の開催の日時及び場所並びに社員総会の目的である事項の決定

(招集)

第30条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。
- 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第31条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第32条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
- 3 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第33条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第35条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

第6章 事務局

(事務局)

第36条 当法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局長は、理事会の決議を経て、理事長が理事の中から委嘱する。
- 3 事務局の構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第7章 委員会

(委員会)

第37条 当法人の事業を円滑に遂行するため、理事会の決議により、委員会を置くことができる。

- 2 委員会の委員は、理事会の決議を経て、理事長が正会員の中から委嘱する。
- 3 委員会の構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第8章 計算

(事業年度)

第38条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第39条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

- 2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（剰余金の不分配）

第41条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第9章 定款の変更、解散及び清算

（定款の変更）

第42条 この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議することにより変更することができる。

（解散）

第43条 当法人は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議することその他法令に定める事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第44条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 附 則

（最初の事業年度）

第45条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和5年3月31日までとする。

（設立時の役員）

第46条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事	石隈利紀	田村節子	家近早苗	水野治久	山口豊一
設立時代表理事（理事長）	石隈利紀				
設立時監事	横島義昭				

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第47条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

(※個人情報のため住所省略)

設立時社員 石隈利紀

設立時社員 田村節子

設立時社員 家近早苗

設立時社員 水野治久

設立時社員 山口豊一

設立時社員 横島義昭

(法令の準拠)

第48条 この定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

日本学校心理学会 役員名簿

役員名簿

令和4年6月4日 一般社団法人日本学校心理学会

役職名	氏名	委員会等	所属等
理事長	石隈 利紀		東京成徳大学応用心理学部臨床心理学科教授
事務局長	田村 節子	事務局長	東京成徳大学応用心理学部臨床心理学科教授
副理事長	家近 早苗	編集委員	大阪教育大学大学院連合教職実践研究科教授
副理事長	水野 治久	編集副委員長	大阪教育大学大学院連合教職実践研究科教授
副理事長	山口 豊一	研修委員	聖徳大学心理・福祉学部心理学科教授
理事	飯田 順子	研究委員長	筑波大学人間系・附属学校教育局准教授
理事	相樂 直子	総務委員長	宮城大学看護学群看護学類准教授
理事	瀧野 揚三	広報委員長	大阪教育大学学校安全推進センター教授
理事	名古屋 学	研修委員長	神奈川県立横浜南養護学校副校長
理事	萩谷 孝男	研修副委員長	茨城県教育研修センター主査
理事	中井 大介	編集委員	愛知教育大学教育学部准教授
理事	西山 久子	編集委員長	福岡教育大学大学院教育学研究科教授
社員	石川 満佐育	総務副委員長	鎌倉女子大学児童学部子ども心理学科准教授
社員	石津 憲一郎	研究副委員長	富山大学大学院教職実践開発研究科准教授
社員	今西 一仁	広報委員	高知県教育委員会スクールカウンセラー
社員	大河原 美以	編集委員	大河原美以心理療法研究室室長
社員	岡 直樹	広報委員	徳島文理大学大学院人間生活学研究科教授
社員	上村 恵津子	広報委員	信州大学学術研究院教育学系教授
社員	小泉 令三	編集委員	福岡教育大学大学院教育学研究科教授
社員	持田 訓子	研修委員	横浜創英大学講師
社員	山谷 敬三郎	総務委員	北翔大学学長
社員	山崎 沙織	総務委員	鳥取県教育委員会事務局教育相談

社員	渡辺 弥生	研究委員	法政大学文学部教授
社員・監事	新井 雅	広報副委員長	跡見学園女子大学心理学部准教授
監事	横島 義昭		つくば国際大学高等学校校長

日本学校心理学会 大会 事業実績一覧

これまでの大会

第24回大会	オンデマンド視聴期間 2022年8月12日～23日(12日間) リアルタイム映像配信日 2022年8月21日	オンライン(オンデマンド視聴とリアルタイム映像配信)
第23回大会	オンデマンド視聴期間 2021年9月3日～14日(12日間) リアルタイム映像配信日 2021年9月12日	オンライン(オンデマンド視聴とリアルタイム映像配信)
第21回大会	2019年12月7日・8日	聖徳大学松戸キャンパス
第20回大会	平成30年7月25日・28日 第40回国際学校心理学会(ISPA)のプログラムを共有し、日本学校心理士会2018年大会と同時開催。	東京成徳大学 東京キャンパス
第19回大会	平成29年9月16日・17日	筑波大学筑波キャンパス春日地区
第18回大会	平成28年10月1日・2日	名古屋大学東山キャンパス
第17回大会	平成27年7月18日・19日	大阪教育大学天王寺キャンパス
第16回大会	平成26年9月6日・7日	玉川大学
第15回大会	平成25年9月14日・15日	皇學館大学 6・7号館
第14回大会	平成24年10月13日・14日	高知大学朝倉キャンパス
第13回大会	平成23年10月9日・10日	信州大学教育学部
第12回大会	平成22年7月31日・8月1日	水戸市民会館
第11回大会	平成21年8月1日・2日	北翔大学
第10回大会	平成20年11月23日・24日	埼玉会館

多様な資源性が援助ニーズに寄り添う

多くの皆様に参加いただくため、
参加申込みは8月18日に延期しました！



日本学校心理学会 第25回大会

【オンデマンド視聴期間】2023年9月15日(金)午前10時～10月10日(火)

【リアルタイム映像配信日】2023年9月24日(日)

主催：日本学校心理学会
<https://schoolpsychology.jp/taikai/>





- 1.主催 一般社団法人日本学校心理学会
- 2.期日 オンデマンド視聴期間：2023年9月15日(金)～10月10日(火)
リアルタイム映像配信日：2023年9月24日(日)

3.会場 オンライン(オンデマンド視聴とリアルタイム映像配信)

4.プログラム(予定)

(1)基調講演(学校心理士資格更新Aポイント申請予定)

「学校心理学からみた生徒指導のこれから—『生徒指導提要』改定の哲学と実際—」

石隈 利紀 先生(東京成徳大学)

(2)特別講演(学校心理士資格更新Aポイント申請予定)

I 「WISC-VIによるアセスメントと心理教育的援助サービスの充実」

大六一志 先生(公認心理師)

II 「対話的学びと学校心理学」

中谷 素之 先生(名古屋大学)

III 「あらためて子どもと教師の関係性を考える」

副島 賢和 先生(昭和大学)

(3)実行委員会企画講演(学校心理士資格更新Aポイント申請予定)

「学校組織へのコンサルテーションの実践—チーム学校尺度を用いて—(仮)」

家近 早苗 先生(東京福祉大学)

(4)理事会企画シンポジウム(学校心理士資格更新Aポイント申請予定)

テーマ「チーム学校における教育相談コーディネーター、ケースマネジメントの現状と課題」

話題提供:西山 久子 先生(福岡教育大学) 話題提供:新井 雅 先生(跡見学園女子大学) 話題

提供:横張 亜希子 先生(埼玉県立春日部女子高等学校) 指定討論:野田 正人 先生(立命館大学)

司会:水野 治久先生(大阪教育大学)

(5)大会実行委員会チュートリアル企画動画

現在の教育に関する最新かつ大切なテーマがそろっています。ぜひご視聴いただければ幸いです。

I 「子どもの発達格差と学校教育」 森口 佑介 先生(京都大学)

II 「学級の荒れといじめ重大事態」 吉村 隆之 先生(鹿児島大学)

5.大会参加費

大会参加申込は、2023年 8月18日まで延期しています!(NEW)

	会員 (含学校心理士, 准学校心理士)	非会員
一般	7,000円	8,000円
大学院生	4,000円	5,000円
学部学生	500円	1,000円
自主シンポジウム企画費	10,000円	

6.大会参加および発表申込の手続きについて

大会及び手続きに関する詳しい情報につきましては、大会HPに順次アップしていきます。

会員向けメールで、大会ホームページの開設・更新をご案内しますので、ご確認ください。

第25回富山大会(オンライン) <https://schoolpsychology.jp/taikai/index.html>



2024 年 3 月 13 日

確認書

文京区教育委員会 殿

住所（所在地） 東京都文京区大塚3-29-1
（筑波大学 東京キャンパス文京校
舎）

申請者（申請団体） 一般社団法人日本学校心理学会
日本学校心理学会第26回東京大会実行
委員会

代表者名 飯田 順子



文京区教育委員会 共催・後援名義を申請するに当たり、文京区教育委員会
後援名義等使用承認要綱を遵守し、以下の行為は行いません。

- 1 営利を目的とした行為
(物品の販売、会員の勧誘、営利目的事業の宣伝・チラシ配付等の行為)
- 2 政治的又は宗教的な行為
- 3 その他委員会の教育方針等に反する行為

仮に違反した場合、後援名義等使用承認要綱に基づき、後援名義使用の承認を
取消されることを了解しています。